

※市役所への郵送は【〒441-3492 住所不要】

11月は労働保険未手続事業  
一掃強化期間です

労働保険は労災保険と雇用保険を総称した名称です。一人でも労働者（パート、アルバイトを含む）を雇った場合、事業主は労働保険に加入する義務があります。（農林水産の事業の一部は除きます。）

▼豊橋公共職業安定所 雇用保険適用課

☎(0533)210377

▼豊橋労働基準監督署 労災担当

☎(0533)2541194

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

DV、ストーカー、ハラスメント行為など、女性をめぐる様々な人権問題について、強化週間を設けて相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。



期間：11月15日(水)～21日(火) 相談時間：【月～金】午前8時30分～午後7時【土日】午前10時～午後5時

女性の権利ホットライン




相談専用電話 ☎(0570)070810

▼名古屋法務局人権擁護部

☎(052)9528111

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう！

内容	問い合わせ	
<p><b>国民年金保険料前納</b></p> <p>まとめて払うとお得になる「前納制度」をご利用ください。 口座振替で2年分を前納した場合、毎月払いよりも15,000円程度お得です。 納付方法や期間は選べます。 期限：6カ月分前納：8月末もしくは2月末、1年前分納・2年前分納：2月末 その他：窓口で手続きをする場合は、基礎年金番号が確認できる書類、金融機関届出印、通帳などをご持参ください。</p> 	<p>豊橋年金事務所 ☎(0532)33-4111 保険年金課 ☎23-2149</p>	
内容	対象	問い合わせ
<p><b>家屋を取り壊したときはお知らせください</b></p> <p>家屋を取り壊した場合は、必ず12月末までに電話などでご連絡ください。連絡がない場合、引き続き固定資産税が課税されてしまうことがあります。 ※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届け出不要です。</p> 	家屋を取り壊した方	<p>税務課 ☎23-3510</p>
<p><b>介護保険料の減免</b></p> <p>災害や事業の廃止・失業などの要件により、保険料の納付が難しい方は、減免が認められることがあります。 ※減免の要件は、QRコードからご確認ください。</p> 	65歳以上で介護保険料の納付が困難な方	<p>高齢福祉課(東三河広域連合田原窓口) ☎23-3217</p>
<p><b>個人事業税第2期分</b></p> <p>第2期分の納付書は、8月に県からお送りした納税通知書に同封されています。最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。 納期限：11月30日(木)</p>	県内で個人事業を営む方のうち、課税対象になる方	<p>東三河県税事務所 課税第一課 ☎(0532)35-6127</p>
<p><b>今月の納税・使用料</b></p> <p>納期限：11月30日(木) 後期高齢者医療保険料(5期)、国民健康保険税(5期)、市営住宅使用料(11月分)、保育料(11月分)、公共下水道負担金等(3期)、農業集落排水事業分担金(3期)、し尿汲取手数料(9・10月分)</p>		

本を作るなら

シンプルがフルサポートします！  
まずはご相談ください【見積無料】

書店・Amazonなどで流通可能です



株式会社 シンプリ  
**Sinpri!**

☎0533-75-6301  
豊川市当古町西新井23番地の3

しその葉の結束・パック詰め  
内職さん募集

年齢  
問わず

時間  
要相談

ご応募  
お問合せ ☎0120-79-0094 ☎090-7300-5018 受付時間  
8:00~17:00

もみやま  
**グリーンファーム 縦山**  
田原市八王子町字道上99

未経験者  
OK!